

令和5年（行ウ）第312号 伐採許可処分取消等請求事件

原告 大澤 暁 外4名

被告 新宿区（処分行政庁：新宿区長）

## 意見陳述書

令和6年2月 8日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御 中

原告 大 澤 暁

私は、令和5年（行ウ）第312号伐採許可処分取消等請求事件の原告本人として、次のとおり意見を陳述します。

### 第1 原告適格について

新宿区は私たちの訴えに対して原告適格がないとしています。神宮外苑再開発を巡る訴訟における原告適格とはどのようなものであるべきでしょうか？ただ周囲何メートル以内という地理的な距離によって原告適格は決められるべきでしょうか？私は「未来の子どもたちの笑顔をつくる神宮外苑を考える会」という団体を立ち上げ、昨年3月からボランティアで定期的に神宮外苑のゴミ拾い活動を行っています。これまでに延べ300名以上の方が参加して下さりました。印象的なのは全国から神宮外苑のゴミ拾いに人が集まってきて下さることです。遠くは九州からいらっしゃった人もいました。全国の方々にとってこの場所は大切なところなのだということを実感しました。

神宮外苑は周知の通り、大正時代に全国からの国民の寄付と奉仕作業によって築かれました。日本列島の津々浦々から青年たちが集まり、神宮外苑を築き上げたのです。大西隆・東大名誉教授は「外苑は、ある種、公共的な財産」とおっしゃって

います。このように神宮外苑は歴史的に公共性の高い場所であり、全国の国民が大事に思っているところですので、原告適格は周囲何メートル以内という地理的な距離によって決めるべきではないと考えます。

## 第2 新宿区の風致地区の指定変更手続きの違法性について

2020年2月新宿区は神宮外苑の風致地区の地域区分を、意図的に秘匿して、最低ランクのSに下げました。これは裁量権の逸脱です。

神宮外苑は日本で最初に風致地区に定められた場所です。そのような重要な場所の風致地区の地域区分を変更するのであれば、本来であれば広く区民の意見を聴いて行う必要があると思います。少なくとも区民の代表である区議会や都市計画審議会では審議すべきです。しかし、新宿区は一切そのようなプロセスを踏まずに、新宿区（新宿区長）の独断で指定の変更を行いました。

さらに、新宿区はこの風致地区の指定変更の情報開示も十分に行わず、「意図的に隠ぺいした」と思わざるをえません。別紙1が新宿区が風致地区の指定変更をHPに発表した際にホームページに掲載された資料ですが、これを読んで風致地区の指定が行われたとわかる人がどれぐらいいるのでしょうか？「変更した」とも何も書かれていません。さらにこのPDF資料はニュースリリースとして出されることもなく、ただHPの東京都風致地区条例のページに貼り付けられただけです。このPDFがアップされたことに気づいた人もほとんどいないでしょう。また、変更について議会や審議会で報告することすらありませんでした。これでは「意図的に情報開示を隠ぺいした」と思わざるをえません。

## 第3 樹木伐採許可と風致地区指定の変更について

新宿区は樹木伐採許可は風致地区の指定の変更によってできるようになったわけではないので関係ないと主張しています。たしかに風致地区の指定変更によって樹木伐採の制限が変わるわけではありません。しかし、樹木伐採の目的である、ラグ

ビー場や超高層ビルの建設といった再開発は、この指定変更によって可能になりました。さらに、風致地区の地域区分を最低のSランクへ格下げすることで、緑地率の基準が緩和される上、樹木のない芝地であっても緑地にカウントされるので、樹林地を潰して芝地に置き換えるといったことがしやすくなりました。新宿区も「A地域やB地域のままであれば、樹林地を潰して芝地に置き換えたり、高層ビルの建設をするのは難しかった」という見解を示しています（ハフポスト 2023年02月28日）。

つまり、風致地区の指定変更によって樹木伐採が可能になったわけではないものの、風致地区の指定変更によって樹木伐採の根本的な目的である神宮外苑の再開発が可能になったということです。風致地区の指定変更がなければ再開発もなく、樹木伐採の許可申請がなされ、許可が下りることもなかったということです。ゆえに樹木伐採許可の違法性が問われる際に、風致地区の地域区分変更のプロセスは当然検討されなければならないと考えます。

以上